

「容器包装リサイクル法」は、環境負荷の少ない 循環型社会の構築を目指しています

1. 法律の背景・基本的考え

(1) 容器包装廃棄物の減量・リサイクルは社会からの要請

商品に付された容器包装は、わが国の社会の高度化とともに優れた機能性と利便性をもたらし、日常生活において重要な役割を担ってきました。

一方では、大量生産・大量消費の結果、これらが廃棄物として大量に排出される結果をもたらし、日本国内で排出される家庭ゴミのうち、容器包装廃棄物が約6割（容積比）を占める状況となっています。

地球規模での環境への関心が高まる中で、容器包装を製造・利用する事業者、容器包装廃棄物の排出者である消費者、容器包装廃棄物の収集者である市町村のそれぞれが協力して、容器包装廃棄物の減量化・再商品化（リサイクル）の取組を行うことが求められています。

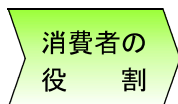
このため、関係者（消費者、市町村、事業者）が協力して容器包装廃棄物の減量化・リサイクルを進め、その資源の有効利用と生活環境の保全を図るために、平成7年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）が制定され、平成9年4月に一部施行、平成12年4月から完全施行されました。

さらに、平成18年6月には、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進などを目的とした改正法が成立し、同年12月以降、段階的に施行されています。

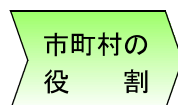
(2) この法律はそれぞれの役割分担で機能します

容器包装リサイクル法は、従来の市町村だけが一般廃棄物の処理に関する責任を負うという仕組みと異なり、消費者・市町村・事業者のそれぞれの役割を明確に規定し、役割分担の下、それぞれの立場で容器包装廃棄物の減量化・リサイクルに積極的に参加するシステムの確立を目指しています。

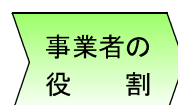
○ 消費者・市町村・事業者の役割分担



容器包装廃棄物の排出抑制に努めるとともに、市町村の分別ルールに従って分別排出に協力する。
（法第4条、法第10条3項）



分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じる役割を負う。
（法第6条、法第8条）



容器包装廃棄物の排出抑制に努めるとともに、製造・利用した容器包装の量に応じて再商品化（リサイクル）を行う義務を負う。
（法第4条、法第11条・12条・13条）